

加盟団体に関する登録規定

令和5年4月15日

規約（第9条）により吹奏楽連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

（加盟の手続）

第1条 連盟への加盟は下記の各号をそろえて、連盟事務局に申請するものとする。

（1）加盟申込書（連盟の所定書式による）

（2）会費

2 連盟に加盟する団体は全日本吹奏楽連盟定款・四国吹奏楽連盟規約およびその他の施行細則のすべてを承認するものとする。

（加盟の資格）

第2条 管・打楽器による吹奏楽の活動をすすめている団体であること。

2 年間を通じて定期的に練習または演奏活動を行っている団体であること。

3 一般部門の団員資格は音楽大学生・音楽大学出身者などの立場を問わない。

4 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのないアマチュアの団体であること。職業演奏団体は加盟することができない。

5 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体は加盟することができない。

（部 門）

第3条 部門は小学生、中学生、高等学校、大学、職場・一般とする。

2 学校教育法に基づく小学生、中学生、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は前項のそれぞれの部門に所属するものとする。

3 大学部門の団体は単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。

4 職場部門の団体は同一の公共団体職員（グループ団体を含む）および同一の企業内社員（グループ企業を含む）により構成された団体とする。

5 各種学校・専修学校・職業訓練校などの団体は原則として一般の部とする。

（団体の構成員）

第4条

1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。

（1）小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学校児童の団体

（2）中学生部門 同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒の団体（活動を共にする小学校児童は認める）

（3）高等学校部門 同一高等学校に在籍している生徒の団体（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒は認める）

- (4) 大学部門 同一の大学に在籍している学生の団体および短期大学・高等専門学校の団体
- (5) 職場部門 当該勤務先等の承認を得ているものとする。ただし職業演奏家は認めない。
- (6) 一般部門 自由とする。ただし職業演奏家は認めない。

- 2 同一人が複数の構成員となることはできる。ただし、コンクール出場などの場合にはコンクールなどの実施規定の定めるところによる。

(義 務)

第5条 連盟に加盟している団体は、連盟が定める期日までに会費を納入すること。

- 2 登録事項の変更があった場合には、すみやかに書面で県吹奏楽連盟事務局に届出ること。
- 3 連盟が主催する行事に参加・協力すること。

(退会・除名)

第6条 退会しようとする団体は県吹奏楽連盟に届け出るものとする。

- 2 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会および総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。
 - (1) 吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
 - (2) 加盟団体としての義務に違反したとき
 - (3) 団体内において法律・学則に違反する行為があり、公にされたとき
 - (4) 会費を1年以上滞納したとき
- 3 退会・除名の団体があった場合には、四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟に報告する。
- 4 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。
- 5 任意に退会した団体は1ヶ年以内に再加盟することはできない。除名された団体は理事会の承認を経なければ再加盟できない。

(規定の変更)

第7条 この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規定は令和 5年 4月15日より施行する。

加盟団体に関する登録規定（補足）

令和5年4月15日

1 部 門

- (1) 「小学生部門」とは、学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童が参加する部門を指します。
- (2) 「中学生部門」とは、学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒が参加する部門を指します。

2 団体の構成員

- (1) 小学生部門、中学生部門における、校内外で活動する単独校や複数校混合の団体とは以下のア、イの2種類を指します。
 - ア「それぞれの学校長が認めた複数校による合同の団体」
部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない小学校や中学校が、学校長の承認のもとに結成する複数校による合同の団体。
 - イ「地域バンド等」
任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。
 - ウ「校内外で活動する単独校」とは、吹奏楽部のない単独校に在籍する生徒や、吹奏楽部があっても入部していない生徒によって編成される団体等を指します。
- ※ これらは本項「イ」に該当します。
- (2) その他、上記（1）ーア、イに該当しない団体については、全日本吹奏楽連盟理事会の承認を得るものとします。

3 加盟登録上の注意

- (1) 学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程（6年間）、特別支援学校の小学部は小学生部門に、中学校、義務教育学校後期課程（3年間）、中等教育学校前期課程（3年間）、特別支援学校の中学部は中学生部門に登録するものとします。
- (2) 2－（1）ーアを結成する場合は、構成するそれぞれの学校が学校単位で該当する部門に加盟登録していなければならないものとします。
- (3) 地域バンド等で小学生、中学生で構成された団体は、その構成員に応じて小学生、中学生のいずれかの部門に登録するものとします。
- (4) 一般団体に所属する小学生、中学生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会の部に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となります。
 - ① 構成員のうち小学生のみで大会に出場する場合。
→小学生部門への加盟登録も必要。
 - ② 構成員のうち中学生のみ、または小学生及び中学生で、中学生の部に出場する場合
→中学生部門への加盟登録も必要。